

令和5年3月24日
総務部職員課

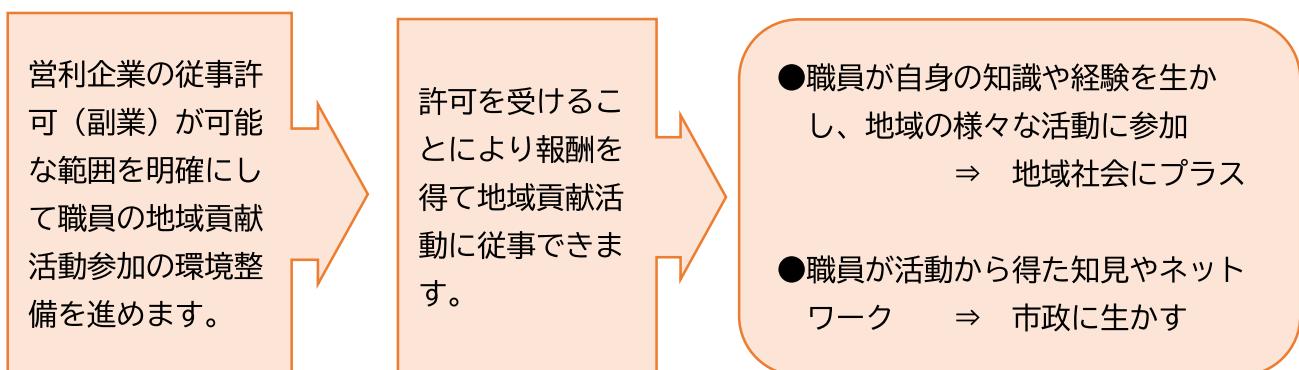
報道機関各位

市職員の副業で地域貢献活動を推進

部活動の地域移行にも対応

市は、職員が自身の経験を生かし、積極的に地域貢献活動に取り組むことを推進するため、職務外に報酬を得て地域活動に従事できるよう副業が可能な範囲を定め、令和5年4月1日から運用を開始します。地域貢献活動に従事した職員がその知見などを業務に生かすことによりよい市政の実現が期待できます。

※ボランティアなど無報酬の地域貢献活動は、今までどおり許可なくできます



◇制度概要（営利企業等従事許可基準）

対象活動	○公益性が高く継続的に行う地域貢献活動（報酬を伴うもの） ○地域課題の解決を目的に市内外の地域の発展及び活性化に寄与する活動
対象職員	○在職1年以上の一般職の職員 ○勤務成績が良好である職員
許可要件	○本来の職務遂行に支障がないこと（勤務時間外、休日などにおける活動） ○活動団体等との間に特別な利害関係が生じるおそれがないこと ○報酬等の額が地域貢献活動として許容できる範囲内であること ○営利を主目的とした活動、宗教的活動、法令に違反する活動でないこと

【問い合わせ】

総務部職員課

TEL027-382-1111(内線1030)